

「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
正会員の業務運営等に関する規則に関する細則	正会員の業務運営等に関する規則に関する細則
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (同 左)
(不動産投信等及びインフラ投信等に係る取得等の要件) 第3条 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。 (1) 次のいずれかに該当する取得であること。 ア 公募増資その他これに類する行為を行う際の取得であること。 イ 正会員が投資している匿名組合等の清算等において金銭に替えて自社設定投資信託受益証券等により出資等の返還を受ける場合の取得であること。 ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等及びインフラ投信等の税法上の導管性要件を満たすために、 <u>自社設定投資信託受益証券等</u> の過半を有する投資主からの取得であること。 エ その他、理事会において必要と認めた取得であること。 (以下略)	(不動産投信等及びインフラ投信等に係る取得等の要件) 第3条 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。 (1) 次のいずれかに該当する取得であること。 ア 公募増資その他これに類する行為を行う際の取得であること。 イ 正会員が投資している匿名組合等の清算等において金銭に替えて自社設定投資信託受益証券等により出資等の返還を受ける場合の取得であること。 ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等及びインフラ投信等の税法上の導管性要件を満たすために、 <u>自社設定投資信託受益証券等</u> の過半を有する投資主からの取得であること。 エ その他、理事会において必要と認めた取得であること。 (同 左)
附 則 <u>この改正は、令和7年9月18日から実施する。</u>	